## 訴状

2012年7月30日

長野地方裁判所 御中

事件名 損害賠償請求事件

原告 島崎 崇

〒389-2301 長野県下高井郡木島平村穂高1455

電話 080-5013-9801

送達場所 上記住所等

被告 国

代表者 法務大臣 滝 実

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

訴訟物の価額 53,903,536円

印紙額 182,000円

予納郵便切手 6,400円

第1 請求の趣旨

1. 被告は、原告に対して、金53,903,536円、及びこれに対する訴状送達の日

の翌日から完済に至るまで年5%の割合による金員、を支払え。

2. 訴訟費用は、被告の負担とする。

上記1及び2の判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 第2 請求の原因

- 1. 原告は、公認会計士になることを目指し、2006年10月に公認会計士試験の勉強を始めた。公認会計士を今後増員する方針が発表され、又受験資格が撤廃されて誰でも受験できるようになったことから、挑戦を決意したのである(甲1号証の1~3)。そして、2008年から、公認会計士試験を受験し、2011年まで、計6回の短答式試験を受験した(甲2号証の1~6、甲11号証の1)。
- 2. 公認会計士試験の実施機関は、公認会計士・監査審査会である(甲3号証)。同会は、金融庁に属している。同会は、2008年までは比較的安定していた短答式試験の合格倍率を、2009年以降、異常なまでに上昇させた(甲4号証の1)。合格倍率を想定外の水準にまで上昇させるのであれば、受験者が公認会計士試験の受験について適切な判断をすることができるように、同会は事前に受験者に対して告知しなければならなかった。この告知期間は、受験者への影響を考慮して、少なくとも、短答式試験合格までの平均勉強期間(2.3年)程度設ける必要があった(甲5号証)。同会は、この措置を怠り、受験者に何の告知もせずに、2009年以降の短答式試験の合格倍率を異常なまでに上昇させた点で、過失があった。
- 3. 公認会計士・監査審査会は、2002年に、公認会計士を今後毎年2000人~ 3000人合格させ、2018年頃までに5万人規模に大幅に増員するという計画を打

ち出していた(甲1号証の1~3)。その後少なくとも2011年第Ⅱ回短答式試験までの間は、同会は、この公認会計士5万人計画を修正も撤回もしていない。

- 4. 又、公認会計士・監査審査会は、2009年9月に「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」という冊子を作成し、その中で、「公認会計士試験合格者の数は、近年増えてきています。」「近年、公認会計士の活動領域は拡大しています。」などと言い、公認会計士の将来性について明るい見通しを示していた(甲6号証)。同会は、この冊子を、2009年の12月13日、2010年第 I 回短答式試験の試験会場で受験者に配布していた。
- 5. このように、公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験受験者の期待を 煽ると同時に、合格倍率を異常なまでに上昇させるという支離滅裂の試験運営 を行うことにより、受験者を欺いた。この点で、同会には過失があった。
- 6. 2010年からは、従来は年一回行っていた短答式試験を年二回行うように試験制度が変更された。受験手数料、試験科目、試験時間等は従来のままであったため、試験の合格倍率も従来のままであることが期待された。仮に、合格倍率が上昇すれば、受験者にとっては、合格までの受験回数(手間)が増え、受験手数料も余計にかかることになる。このように、受験者の負担が増加するのであれば、公認会計士・監査審査会は、受験者に対して事前に告知する必要があった。同会は、それを怠った上で合格倍率を異常なまでに上昇させた点で、過失があった(甲4号証の1)。
- 7. 短答式試験が年二回実施されるようになった2010年以降、受験者の負担

増加を度外視しても、試験の合格倍率が従来の2倍を超えることは、試験の年二回化と相容れない。それにもかかわらず、2010年以降の4回の試験の合格倍率は全て10を上回り、従来(1995年~2008年)の合格倍率の平均値3.847の2倍を超えている(甲4号証の1)。更に、そのうち3回の試験の合格倍率は、11を上回り、従来の合格倍率の最高値5.392の2倍をも超えている(甲4号証の1)。試験の年二回化の意義を完全否定するほど、合格倍率を上昇させた点で、公認会計士・監査審査会には過失があった。

- 8. 短答式試験が年二回実施されるようになった2010年以降、公認会計士・監査審査会は、同一年の試験の合格率を異常に変動させた。その結果、同一年の二回の短答式試験が著しく不公平なものになった(甲4号証の2)。この点で、同会には過失があった。
- 9. 原告は、従来であれば間違いなく合格する得点に3回も達していたが、公認会計士・監査審査会が、従来の合格倍率からは考えられないほどに合格倍率を吊り上げたことによって、その都度不合格にされた(甲4号証の3)。
- 10. 短答式試験の年二回化を考慮して自己倍率を半分にした場合でも、原告は、従来であれば間違いなく合格する得点に少なくとも2回達していた(甲4号証の3)。
- 11. 公認会計士・監査審査会が、同一年の試験を著しく不公平にした結果、原告は、2010年第Ⅲ回及び2011年第Ⅲ回の短答式試験に於いて、本来は合格していたところを何れも不合格にされた(甲4号証の3)。

12. 原告は、公認会計士・監査審査会の度重なる不条理極まりない合否決定に強い憤りを感じた。同時に、同会に対して底知れない不信感を募らせた。更に、原告は、このまま公認会計士試験への挑戦を続け、仮に短答式試験を突破しても、その先の論文式試験で、同会は又受験者に対してどんな横暴をしでかすか知れない、という疑念も抱いた。その結果、原告は、2011年第 II 回短答式試験の合格発表後、これ以上この試験に挑み続ける気概をなくし、公認会計士になるという目標を諦めざるを得なくなった。

13. 原告は、上述した公認会計士・監査審査会の度重なる過失によって様々な損害を被った。損害額を計算したところ、過去の損失は少なくとも6,159,089円、将来の逸失利益は少なくとも37,744,447円、精神的損害は少なくとも10,000,000円であった(甲12号証)。これらの合計額は、

6,159,089+37,744,447+10,000,000=53,903,536円となる。よって、民法第709条及び第710条に基づき、原告は、被告に対し、当該金額の支払いを請求する。

## 証拠方法

甲1号証の1~甲20号証(詳細については、証拠説明書を参照)

## 添付書類

証拠説明書 各1通

甲号証の写し 各1通

以上